施策・事業の目的、評価の観点:「1 相談及び情報収集体制の充実」

NO	大 <u>华</u> 東紫笠の名称	声坐栅 西	担当課	抗	施策・事業の目的,評価の観点に基づく自己評価	
NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当床	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
1			子どもと親の サポートセン ター		る。 ・子どもと親のサポートセンターの電話相談担当の会計年度任用職員を対象に、学校におけるいじめの対応、捉え方について研修を行い、的確に対応できるようにしている。 ・いじめを主訴とする相談について、学校・関係機関とのよりよい連携について今後も検討が必要である。 ・オンラインによる「来所相談+(プラス)」は、283件の利用があった。今後もいじめで悩みを抱える県民に対しての心理的サポートを親身になって行っていく必要がある。	る。 ・県民、保護者、教職員を対象の休日開放事業(教育相談講演会1・2)で資料を配布したり、相談事業の説明を行ったりする等、県民、保護者、教職員への広報活動を推進していくことで教育相談事業の周知徹底を継続する。
2	24時間子供SOSダ イヤル電話相談	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、休日・夜間を含めた24時間の電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分から17時15分まで実施しており、その他の時間帯は外部に委託している。	子どもと親の サポートセン ター	件)、中学生260件(△78件)、高校生497件(△785件)であった。	イヤルで居住地を選択式にしたことで、月200件ペースで対象外の方からの入電がなくなったことが要因と考えられる。 ・主訴は「子育て・しつけ」が昨年度に引き続き一番多く、次いで「不登校・不登校傾向」、「友人関	応していく。緊急性がある場合や個人が特定できている場合は、関係課・関係機関に迅速かつ的確に情報提供し連携教化を促進する。 ・委託業者の相談員の対応について担当者間で毎日情報を共有するとともに、委託業者との定例会を設

施策・事業の目的、評価の観点:「1 相談及び情報収集体制の充実」

NO	佐笠、東巻笠の夕む	車券框車	+□ 11 =⊞	j.	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価	
NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
3	学校問題解決支援事業	学校等が単独で解決困難な事案に対して、弁護士、精神科医等の委員と教育庁関係課からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、解決に向けて指導助言するなど、学校等が安心して相談できるよう相談体制の充実を図る。また、本事業で得られた知見を生かし事例研究を実施することで、ノウハウの普及と学校問題対応能力の向上を図る研修を実施する。	児童生徒安全課	・本事業は、令和3年度は1件、令和4年度は2件、令和5年度は1件、令和6年度は4件の会議の開催であった。 ・各課における電話相談等の状況の報告を毎月、受け、積極的に各課や学校と連携をとり会議を開催するよう心がけた。会議では、冷静で明確な対応策等が提案され、学校の対応についての問題点が整理された。	協議した。昨年度は、同性へのつきまとい行為の疑いがる生徒への対応、学校の対応が保護者に理解されない事案、問題を抱える保護者に対応する校内体制について、特性を持った学校職員への対応の内容についての相談があった。いずれの相談についても、専門的な観点から適切な助言があり、学校は状況改善へのヒントを得ることができた。昨今、様々な要因が絡んだ解決困難課題が発生しており、各課	
4	ヤング・テレホン	本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口(ヤング・テレホン)を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。	県警本部少年 課	・令和6年度中、290回の相談を受理した。 (前年比+13回)		・引き続き県警ホームページや各種リーフレット等 の広報媒体、非行防止教室等を通じて相談窓口の周 知を図ることで利用を促し、いじめの早期発見、対 応につなげていく。
5	いじめ防止対策推進事 業 (千葉県いじめ問題対 策連絡協議会の開催)	千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、42の機関・団体で構成された連絡協議会を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。	児童生徒安全課	・千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、42の機関・団体で構成された連絡協議会を、資料を基に、意見交換を行った。・担当者会議を設置したネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」において、令和6年度は具体的な事例検討を含め、協議及び意見交換を行った。また、令和6年度の各機関等の取組予定等について情報交換した。	と隔週配置校を増やして全公立小学校に配置したことや、令和6年度から採用したいじめ重大事態調査員についての報告をした。県立学校でいじめ重大事が発生した場合、いじめ重大事態調査員を学校に派遣し、学校のもともとあるいじめ防止等の組織に加わり、調査を即時に開始するということを説明した。	た、「ネットいじめ専門部会」においても複数回の開催を予定し、ネット上におこる新たなトラブルやいじめの未然防止対策について協議していく。 ・各関係機関や団体の取組について、事前に資料にまとめ、配付することによって、協議会の効率化に努める。 ・令和7年度から「千葉県こども・若者みらいプラン」の担当課である千葉県健康福祉部子育て支援課を構成機関に加え、いじめ問題に関する情報交換や連絡調整、相互連携・協力等をさらに深める。

施策・事業の目的、評価の観点:「1 相談及び情報収集体制の充実」

NO		声光 柳 邢	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価担当課				
NO	施策・事業等の名称 	事業概要	担ヨ誄	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)	
再掲 17	特別非常勤講師配置事 業(臨床発達心理士等 含む)	特別支援学校では、児童生徒の障害の重度・ 重複化、多様化が顕著であるため、一人一人 の教育的ニーズに対応した適切で、専門的な 支援・指導の一層の充実が必要である。教員 免許状は有しないが、各種分野において優れ た知識や技術を有する社会人から指導・支 援、心理的なケアを受けられるよう、特別非 常勤講師として特別支援学校に配置し、教科 の一部又は自立活動を担当し、指導と評価を 行っている。	特別支援教育課	し、専門的な立場から、自立活動等に関する指導、評価を得て、一人一人に応じたより適切な指導・支援に	は12名配置された。配置した学校では、心理的なケアが必要とされる児童生徒へのかかわり方につい	・教職員の専門性の向上に向け、専門家を配置した 学校は継続・充実に向け、配置をしなかった学校に ついては、今後の活用に向けて、事業の周知や配置 したことによる具体的効用等について、情報共有を 図っていく。 ・いじめの案件が確認された際の児童生徒の心理的 なケアのために、県精神保健福祉センターや県子ど もと親のサポートセンターなどの機関と連携して対 応していけるように学校に周知していく。 ・令和4年度からの市川大野高等学園に加え、令和 5年度からは大網白里特別支援学校、印旛特別支援 学校、流山高等学園、安房特別支援学校にスクール カウンセラーが配置され活用されている。また、必 要に応じてスクールカウンセラースーパーバイザー の活用についても検討をしていく。	
	SNSを活用した教育相 談事業	中・高校生にとって身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用し、生徒が抱える様々な悩みを、学校外のカウンセラーに気軽に、誰にも知られず相談することで、悩みを早期に解決し、自殺、いじめの重大事態等の重篤な事案や不登校を未然に防止することを目的とした教育相談体制を構築する。	児童生徒安全 課	・GW期間・長期休業前後等の期間については、特設期間として毎日相談ができる体制を整えた。 ・令和6年度の相談受付件数は2,220件であり、令和5年度の3,569件より1,349件減少した。相談受付件数が減少した理由は、相談日を知らせる案内メッセージを月によって制限したためである。 ・高校生のSNS相談が増加傾向にあり、相談のしやす	数の増加を踏まえ、これまで中高生のみであった対象者を、小学校4~6学年まで拡大した。 ・匿名性の確保や相談員による丁寧な返信を指導し、相談しやすい環境を整えた。 ・令和4年度から緊急対応が必要である場合、委託業者と警察が直接連絡できる体制を整えた。 ・利用者からは、「自分の悩んでいる事や、解決出来ない事を真摯に受けとめてくれた」「相談内容を	できる期間(4月24日から5月7日、長期休業前後の8月21日から9月7日、令和8年1月4日から12日)を設ける。その期間と4月・6月・及び2月は、児童生徒の不安が大きくなるので、相談員配置人数を増やして対応の充実を図っている。・委託業者と警察が直接連絡できるよう体制を継続していく。・現在は、限られた曜日時間での運用であるが、より多くの相談者がSNS相談が利用できるよう、受付	

N. C) 施策・事業等の名称	事業概要	担当課	ħ	・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価	
	ルス・サネ寺の石が	学未似女	坦크砵	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
6	道徳教育推進プロジェクト事業	幼・小・中・高等学校の各学校段階に応じてより効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」を主題として、道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高めることを目的としている。	学習指導課	「ひびけ心のリコーダー」「いつのまに・・・」「手のひらの小さな世界」、高等学校向けの読み物教材集「明日への扉 I ~ IV」等により、いじめや情報モラルについて考える教材を配付し、活用を図っている。・令和6年度は、特色ある道徳教育推進校における研究事業の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校17校の研究校を指定し、研究を推進した。また、全指定校で公開研究会を実施、研究の成果を県内を中心に広く周知した。・令和6年度は、道徳教育懇談会を1回開催し、主に道徳教育の県施策に係り、これまでの県道徳教材の活	63.9%、中学校の49.7%で活用していることがわかった。また、県内の公立高等学校の80%以上で、「道徳」を学ぶ時間に、県作成の読み物教材集または映像教材が活用されている。 ・道徳教育実践事例集「心豊かに」には、中学校でいじめ問題を題材にした学年道徳の取組や高等学校では「感情のコントロール」を題材にした道徳教育の取組等を収録している。また、実際の授業風景を動画に収め、指導の方法についても紹介している。・特色ある道徳教育推進校における研究事業の17校の指定校の成果をまとめた道徳教育実践事例集を作	等学校、特別支援学校の研修や学校訪問などの機会を通して、呼び掛けていきたい。 ・特色ある道徳教育推進校については、令和7年度は新規校として幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校17校を指定し研究を推進する。推進に当たっては、道徳科が設定された背景にはいじめの防止が大きく関わっていることを周知し、いじめ防止の観点からの研究を推進してもらうよう指導・助言等を行っていきたい。 ・各種研修会等をとおして、令和4年度作成の道徳教育実践事例集「心豊かに」、令和3年度作成の「明日への扉IV」の活用を促し、各学校において「考え、議論する道徳」の授業が充実するように推
7	いのちを大切にする キャンペーン	【もに、 「いじめや暴力行為(児童虐待、┃) √ を	児童生徒安 全課	を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組」との視点を重視し、一学期中を強化期間として、各学校が実態に応じ適切な時期に実施するよう促した。	フレット」、児童生徒向けに「いじめ防止啓発カード」を各学校等に配付し、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な活動の推進に努めることができた。 (カードについては、1人1台端末を活用してデータで送付した。)また、教職員向けに生徒指導パン	啓発強化月間の取組に位置づけ、多くの学校でいじめをテーマとして取り組むよう、各種会議で周知に努める。 ・SOSの出し方に関する教育を、県が作成した資料等を活用し、いのちを大切にするキャンペーン内で、4月中に必ず実施することと併せ適切な時期に

NIO	佐笠・東紫笠の夕む	声	おる	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価			
N O	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)	
8	豊かな人間関係づくり 実践プログラムの活用 の推進	「豊かな人間関係づくり実践プログラム」は、 県教育委員会が作成した「あいさつ」「助け合い」「コミュニケーション能力」等、人間関係 づくりに必要な基本的な力を育むことをねらい とした小・中学校9か年にわたる体系的なプロ グラムである。 各小・中学校の実態に合わせ必要に応じて活用 する。		・平成18年度に「豊かな人間関係づくり実践プログラム」として開発され、義務教育9年間(各学年4時間分)のピアサポートの手法を活用した台本レベルの授業案と教材から構成されている。 ・児童生徒にとって、周りの人の気持ちを考えることや自分を大切にすることを考える貴重な取り組みとなっている。また、思いやりの心を育むことやコミュニケーション能力の育成の一端となっている。	ンロードでき、若手職員も活用しやすくなっている。 ・学級集団づくりや人間関係の改善を図るため有効であり、いじめ防止、自己肯定感の醸成やコミュニケーション力の向上など生徒指導の目的に応じた授	しているが、指導が必要な内容が増加しており、年間計画の見直しが必要である。本プログラムの実施については、地域の実情や学校の課題に合わせ、必	
9	いじめ対策等生徒指導 推進事業	支援事業をとおして、不登校児童生徒等へのより一層きめ細かな支援を行うための学校・家庭・関係機関等のネットワークづくりを行っている。	もと親のサ	・教育相談ネットワーク連絡協議会では、研究協議や 事例研究等をとおして、教育相談及び不登校児童生徒 支援に携わる機関や担当者の資質・カ量の向上と連携	は、学校や関係機関のニーズに合わせた講師を派遣することで、教職員の素質・力量の向上に努め、効果を上げている。・サポート広場やサポートセミナー、サポルーム等の事業については、参加者から高い評価を得ている。一方、遠方の子どもや保護者から「参加しにくい」との声があるので、今後も地域に出向いて事業を実施していく。・当センターのセンター的機能を生かし、出張サポルームを実施。サポルーム開催のノウハウを市町教	来ることが難しい子供や保護者を支援する。特にサポート広場(地域開催)と進路選択セミナー(地域開催)を、教育事務所や市町村教育委員会と連携して運営し、地域主催による地域の特色を生かした事業の実施につながるよう努める。・地域開催における事業に関しては、新規地域の開拓や開催方法(ICTを利用してのオンライン開催等)も検討していく。・福祉機関(児童相談所、市町村福祉担当課等)との	
10	不登校児童生徒支援事 業	不登校児童生徒及び保護者等への適切な対応と 支援を行う。また、これら不登校児童生徒及び 保護者の居場所づくりや進路等に関する情報提 供を行う。	l .	660名の児童生徒が原籍学級へ復帰した(復帰率39.3%)。また、校内不登校支援教室通室者数は、前年度に比べ、90名減、1,679名となった(0.95倍の減)。 ・地区不登校等児童生徒支援拠点校として12校を指定し、各学校に訪問相談担当教員を1名ずつ配置した。訪問相談担当教員への相談・援助件数は、11,112件となった。また、関わった不登校児童生徒数は、	徒が減っているが、支援教室における個々の状況に合わせた活動等を行うことにより適切な支援につなけるができた。原籍学級への復帰に向けて状況が改善された割合は増えているので、更に一人一人に合った支援の充実に努める必要がある。 ・家庭訪問等を通じて不登校等の児童生徒とその保護者等への支援を行う、訪問相談担当教員については、関わった不登校児童生徒の約66%が好転した。	教室以外でも学べる環境を確保するため、不登校児童生徒支援推進校の拡充を図る。 ・不登校児童生徒支援推進校について、各教育事務所と協力しながら推進校を訪問し、環境整備や好事例等、活用状況を把握し、校内教育支援センターの事例を紹介していく。 ・訪問相談担当教員において、拠点校の校長が変わった場合には、年度当初に、県と各教育事務所の担当者が学校を訪問し、校長に対して、地区サポートセンターとしての役割や、訪問相談担当教員のよ	

NI C) 施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価			
IN C	/ 肥泉・事業寺の石が			実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)	
11	制度	スクールサポーターは、「小学校、中学校、高 等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とし た非行防止や立ち直り支援、学校における児童 生徒の安全の確保」などを目的とし、主とし て、非行問題等を抱える学校からの要請に基づ いて派遣し、「対象児童生徒等への指導及び助 言」、「学校等が実施する学校内外のパトロー ル活動への支援」など、学校への支援活動を 行っている。	県警本部少 年課	導・助言や、学校内外のパトロール活動の支援を実施 した。	少しているが、派遣理由となっている <u>学校内での問題(いじめを含む)が解決に至るまでの期間が長期化していることから、問題を抱えた学校への支援体制を拡充していく必要がある。</u>		
12	SOSの出し方に関する 教育の実施	自殺総合対策大綱の中で、学校が推進すべき教育内容として、「SOSの出し方に関する教育」が示されており、各学校でSOSの出し方に関する教育を実施することで、児童生徒が、危機に直面した際、援助希求行動がとれ、適切な相談機関に相談ができるように促す。	児童生徒安	・年間を通じて、自殺予防のための取り組みについて 6回通知するなど、自殺予防についての周知を行っ た。 ・指導主事による研修会で、自殺の現状や「SOSの 出し方に関する教育」の必要性について、説明し、教 材や自殺予防啓発動画について現場での効果的な活用 の促進を図った。	Sの出し方教育の必要性を伝えてきたことで理解が 深まってきたと考える。各学校の自殺予防の取組実 施時期や個人面談期間の設定時期が適切なものとな	体制を整えて実施するアンケートや教育相談の充実 を図る。	
再掲 1	教育相談事業	学校生活に関すること、心や身体のこと、その 他進路や適性に関すること等、個々の状況に応 じて、本人及び保護者、教職員に対し、相談活 動を通して支援・援助を行う。各相談機関との ネットワークを構築し、相談者の様々なニーズ に対して、より適切な支援・援助を行うための 総合窓口とする。	子どもと親 のサポート センター	行ってきた。 ・相談総数16,722件のうち、「いじめ」を主訴とする相談件数は381件(△118件)で、その内訳は電話相談が287件(△133件)、来所相談が17件(+7件)、Eメール相談が10件(+17件)、SNS相談が67件(+40件)、ワンストップ・オンライン相談が0件であっ	る。 ・子どもと親のサポートセンターの電話相談担当の会計年度任用職員を対象に、学校におけるいじめの対応、捉え方について研修を行い、的確に対応できるようにしている。 ・いじめを主訴とする相談について、学校・関係機関とのよりよい連携について今後も検討が必要である。 ・オンラインによる「来所相談+(プラス)」は、283件の利用があった。今後もいじめで悩みを抱える県民に対しての心理的サポートを親身になって	る。 ・県民、保護者、教職員を対象の休日開放事業(教育相談講演会1・2)で資料を配布したり、相談事業の説明を行ったりする等、県民、保護者、教職員への広報活動を推進していくことで教育相談事業の周知徹底を継続する。	

NI C	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	ţ	施策・事業の目的,評価の観点に基づく自己評価	
IN C	ル東・事未寺の石が	学未似女	ᄪᆖᅑ	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
	24時間子供SOSダ	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、休日・夜間を含めた24時間の電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分から17時15分まで実施しており、その他の時間帯は外部に委託している。	のサポート センター	電話相談総件数は7,629件(△3,233件)で、児童生徒からの相談のうち子どもと親のサポートセンター対応の相談件数は288件で、内訳は小学生41件(△2件)、中学生120件(+22件)、高校生127件(△47件)であった。同じく児童生徒からの相談のうち外部委託対応の相談件数は905件で、内訳は小学生148件(+9件)、中学生260件(△78件)、高校生497件(△785件)であった。	イヤルで居住地を選択式にしたことで、月200件ペースで対象外の方からの入電がなくなったことが要因と考えられる。 ・主訴は「子育て・しつけ」が昨年度に引き続き一番多く、次いで「不登校・不登校傾向」、「友人関	いる場合は、関係課・関係機関に迅速かつ的確に情報提供し連携教化を促進する。 ・委託業者の相談員の対応について担当者間で毎日情報を共有するとともに、委託業者との定例会を設
再掲 4	ヤング・テレホン	本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口(ヤング・テレホン)を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。	年課	・令和6年度中、290回の相談を受理した。 (前年比+13回)	・いじめの要因となり得る、友人関係や精神的な悩み等の相談に対して適切な助言・指導を行い、いじめ事案を認知した際には、管轄警察署及び少年センターに情報提供をし、関係機関と連携しながら対応を図っており、今後も認知した際の早期対応につなげていくことが大切である。	の広報媒体、非行防止教室等を通じて相談窓口の周 知を図ることで利用を促し、いじめの早期発見、対
再掲 30	青少年ネット被害防止 対策事業(ネットパト	県内全ての中学校、義務教育学校、高等学校、 特別支援学校等の生徒が行っているSNSなど について監視し、特に問題のある書き込みを発 見した場合に、教育委員会等関係機関に連絡を し、削除等の指導を依頼する。	県民生活課	・ネットパトロールを業務委託し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては、教育委員会等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。(令和6年度実施状況:問題のある書き込みをした生徒の総数1,190人、そのうち特に問題のある書き込み83件)・学校等の要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関係者に向けてネットいじめ防止対策の内容を含む講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った(令和5年度実績:73回、参加者18,372名)。また、啓発内容をまとめたリーフレットを作成し、受講者等に配付し、講演で活用した。	を発見した場合、速やかに情報提供した。 ・生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、引き続き、効率的にネットパトロールを実施することができた。 ・インターネット適正利用講演においては、身近な事例や予防方法、相談窓口等を講演内容に盛り、参加者の意識を高めることができた。 ・ネット上のサイトでは、日々変化する利用状況や投稿者の匿名性などの要因により、青少年のネット	き込み自体を行わないよう、啓発を図っていく。 ・学校だけでは対応が難しいと考えられる書き込み が発見された場合は、警察等の関係する機関を併せ

N C) 施策・事業等の名称	事業概要	担当課	ħ	・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価	
	/ 旭東・事業寺の石柳	事 未侧女		実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
	々孫△詳学○問/忠〈七		児童生徒安全課	・各市町村教育委員会の学校人権教育担当者、公立幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の人権教育担当者、各教育事務所の人権教育担当指導主事等を対象とした各種学校人権教育研究協議会等を開催した。 ・各教育事務所の生徒指導担当・専任指導主事等を対象に合同会議を開催し、生徒指導の重点目標をはじめ、生徒指導全般(いじめを含む)について、県内の課題などを示した上で施策などを説明した。また、その内容を各教育事務所か所管する市町村教育委員会や小中学校に対して連絡協議会を開催し周知を図った。	進を図った。 ・特に「子どもの権利」「性的マイノリティ」「ヤングケアラー」「児童虐待」「外国籍の児童生徒等」が喫緊の課題になっており、偏見や差別によるいじめが発生しないよう学校としての組織的な取組をより一層推進していく必要がある。 ・合同会議において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用の周知や子どもと親のサポートセンターによる不登校生徒への支援	ショップ、参加・体験型の手法等を交えたより実践的な人権教育の研修や、様々な人権課題に応える研修の充実をより一層図っていく。 ・学校人権教育の推進目標及び重点事項の啓発や喫緊の人権課題について、講演及び協議会等をとおして各学校に共通理解を図っていく。 ・県が行う様々な施策について、合同会議等を活用し周知に努めているが、活用において学校種毎に温度差がある。今後も各種協議会を通じて周知に努め
13	導主事会議、生徒指導 連絡協議会、学校人権		特別支援教育課	・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会を年2回(6 /7. 11/5)実施し、特別支援学校における生徒指導上の課題等の協議及び情報交換を行い、生徒指導主事としての資質の向上と学校間の連携を図った。 ・県立特別支援学校市川大野高等学園から教育相談コーディネーターを招聘し、スクールカウンセラーと生徒指導ののかかわりについて講話を行い、前年度に引き続きスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用・派遣について周知を行った。	た。具体的な対応策等の情報共有につながり、参加者の理解を深めることができた。 ・特別支援学校において、最も多いいじめの態様は、「 <u>冷やかしやからかい</u> 」であり、高等部においては、 <u>ネットトラブルや性に関する生徒指導上の課題が増加</u> している。今後も引き続きこうした課題への対応力を高める必要がある。	については、情報教育担当と連携するなど、最新情報の提供を通して、各学校のいじめ対策を含めた生徒指導のより一層の充実が図られるよう指導する。・いじめ等の案件に関しては、早期解決が図られるように、警察等の関係機関との連携を密にすること、組織的・計画的な支援体制を整備することなど各学校の対応力が高まるように指導する。・生徒指導上の課題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を

NI C	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価			
	心水・サネサの石が	护 术帆女	担当味	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)	
14	研修事業	管理職資質向上研修 (1)いじめ問題の理解、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等について研修することにより、学校におけるいじめ防止対策の一層の充実を図る。 (2)児童生徒の自殺予防に関する国や県の取組及び具体的な教職員による予防対策や児童生徒への予防教育、さらに自殺予防対をしまったときの対応について研修することにより、児童生徒の自殺予防対策の一層の充実を図る。 (3)学校内の支援体制や教育支援センター等様々な関係機関との連携、個々の児童生徒の特性に着目した支援方法について研修することにより、不登校児童生徒への支援の充実を図る。	もと親のサ	・千葉市を除く全ての公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校の管理職(約1,130名)を対象に実施した。小・中・義務教育・特別支援学校については千葉市民会館、県立高等学校については千葉県総合教育センターで、参集型の研修を実施した。・私立学校の参加についても行うことができた。・児童生徒安全課による千葉県におけるいじめ・自殺・不登校の現状と対応、大学教授の講義、環境生活部県民生活課のリーフレットについての説明等研修を実施した。		・対面研修、オンデマンド配信による研修とし、県内の全管理職が資質向上の機会を設けるようにしていく。 ・総務部学事課を通じ、私立学校への参加希望を募り、希望者に対しては柔軟に対応していく。 ・今後も管理職が、いじめ、自殺、不登校等についての知見や組織マネジメントを学ぶことができるよう開催内容について検討していく。	
		支援者対象の研修 訪問相談担当教員研修、スクールソーシャルワーカー研修、スクールカウンセラー等 全体研修・連絡協議会をとおして、不登校 等で困難を抱える子供や保護者を支援する 者の資質・カ量の向上を図る。	もと親のサ ポートセン	カー研修を2回、実施した。事例研究や協議・情報交換をとおして、個々の資質向上を図ることができた。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会は、日程と会場を分けて実施した。 ・講義は事前録画をして動画視聴形式で行った。	を受けることで、支援者の資質を高めることができた。また、事例研究をとおして、多面的・多角的な見立てについて学ぶことができ、日頃の業務に役立てることができた。 ・経験年数の異なる支援者が、いかに資質向上を図るか、研修会のあり方や協議・情報交換の時間の持ち方等を工夫していく必要がある。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会において、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員により、一か所で集まること	ントやカウンセリング等の内容を盛り込んだ全体研修内容とし、さらなる資質の向上を図る。 ・新規採用により、経験の浅いスクールソーシャルワーカーが増えているため、グループ別協議では、協議内容の設定やグループの編制について従来から工夫を加えていく。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会は、県総合教育センターの他に教育事務所ごとに会場を設定し、研修及び連絡協議会を実施する。ス	

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価			
	ルス・サネ寺の石が	尹未帆女	担当杯	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)	
14	研修事業	(総合教育センターの研修事業) 全ての校種で教諭、管理職、養護教諭等 キャリアステージに応じて、いじめの未然 防止、対応の仕方について研修を実施して いる。 要請研修、学校支援事業の実施、情報モ ラル指導実践研修、デジタルシティズン シップ教育を実施している。	センター		識をもたせることができた。 ・いじめの現状の理解や未然防止、対応等について事例をもとに研修を実施し、日常実践に生かせるようにすることができた。 ・情報モラル教育に関する研修をとおして、実際の事例に基づいたネット上の問題行動に関する教職員の理解、学習指導要領上の位置づけに関する理解、児童生徒を指導する力を高めている。 ・情報モラル教育に関する研修では、従来行われてきた、ルールやマナーを守らせる考え方や態度を育成する指導を中心とした教育だけでなく、児童生徒が1人1台端末を日常的に活用することを前提とした、情報の適切な利用や情報社会との関わり方等の行動規範を児童生徒自身に考えさせる「デジタル・シティズンシップ教育」の視点を加えている。 ・情報伝達研修にとどまらないよう、eラーニングでの研修実施後に、授業実践や校内での指導助言を	プレイなど、実践にすぐつながる研修を求めているので、引き続き協議や情報共有を多く取り入れた研修を実施していきたい。 ・情報モラルに関する研修以外の研修会や会議等でも、機を見てデジタル・シティズンシップ教育への理解の促進、家庭等でも日常的に端末を活用した学習の機会を増やすよう端末の持ち帰りの推進を図る	
		(情報モラル教育への講師派遣) 教職員のインターネットに関する知識の習得、道徳教育をとおした情報モラル教育の効果的な指導方法を身に付けることや、児童生徒及び保護者への情報モラルの啓発を目的として、各学校等で実施する情報モラル教育研修・講演に講師を派遣する。	児童生徒安 全課	情報モラル教育研修会への講師派遣事業として100回のに講師派遣を予定した。県立学校20校(県立中学校1校、高等学校13校、特別支援学校6校)、市町村立学校75校(51小学校、23中学校、1義務教育学校に講師を派遣した。 ・研修内容については、各学校が講師と相談し決定した。	た14名の講師を派遣し、インターネットの正しい使い方、SNS上のトラブルやいじめの未然防止等に	中・義務教育・高等学校、特別支援学校、合わせて 100校(県立学校20校、市町村立学校80校)に派遣 できるよう進めていく。 ・夏季休業前の6月から講師派遣ができるよう調整	

NIC	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	Į.	施策・事業の目的,評価の観点に基づく自己評価	
liv C	ルボ・事業等の石が	争未似女	担当味	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
15	業		子どもと親 のサポート センター	・専門的な知識や技能をもった大学教授、精神科医、 民間人、スクールカウンセラー等58名が講師として 登録している。 ・令和5年度は、28件の活用があり、教職員の研修 (事例検討等)に活用された。		・スクールアドバイザー事業の後継として、事業を継続する。予算計上がないため、学校・関係機関支援に組み込み実施していく。
16	指導の充実のための教 員加配、非常勤講師の	いじめ・不登校等の問題行動に対応し、学校における生徒指導の充実を図ることを目的として、教員の加配、非常勤講師の配置を行う。	教職員課	・令和6年度は、国から措置される定数と県単独の定数を活用して、いじめや不登校など、児童生徒の問題にきめ細かな対応をするための教員を、小中義務教育学校に318名を配置した。また、生徒指導の充実を図るための非常勤講師を状況に応じて適宜配置した。	がより密接に連携することで、継続的な指導に努め、問題を抱える児童生徒の状況改善に努めてい	・教職員定数は、国が措置することが基本であることから、今後も、様々な機会を通じて、国に定数改善の要望をしていく。
17	特別非常勤講師配置事 業(臨床発達心理士等 含む)	特別支援学校では、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が顕著であるため、一人一人の教育的ニーズに対応した適切で、専門的な支援・指導の一層の充実が必要である。教員免許状は有しないが、各種分野において優れた知識や技術を有する社会人から指導・支援、心理的なケアを受けられるよう、特別非常勤講師として特別支援学校に配置し、教科の一部又は自立活動を担当し、指導と評価を行っている。		・令和6年度は、33校に66名の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家を配置し、専門的な立場から、自立活動等に関する指導、評価を得て、一人一人に応じたより適切な指導・支援につなげるとともに、教員の専門性の向上を図った。	は12名配置された。配置した学校では、心理的なケアが必要とされる児童生徒へのかかわり方につい	学校は継続・充実に向け、配置をしなかった学校に ついては、今後の活用に向けて、事業の周知や配置

NC	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	j.		
	肥泉・事業寺の石が	争未 似 安	担目味	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
	事業(スクールカウン	いじめや不登校等の問題行動に対応し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることを目的として、心理臨床の専門家をスクールカウンセラー(SC)として学校に配置する。	児童生徒安全課	し、未配置校とグループ化することで、同じスクール カウンセラーが対応できるようにした。また、中学校 重点校5校(各教育事務所管内に1校ずつ)、スーパー バイザー(SV)配置高等学校は、週2配置とし、各教	・小学校においては、隔週配置のため、対応できる人数も限られる状況である。特に、大規模校においては、児童一人一人への十分な時間の確保が困難である。 ・スクールカウンセラーの増員に伴う人材確保に加	・特別支援学校の未配置校にスクールカウンセラーを配置できるよう、配置の充実を図っていきたい。 ・新規採用スクールカウンセラーを中心とした、 スーパーバイザーによる指導・助言の充実を図り、 スクールカウンセラーの資質向上を図りたい。 ・公認心理士協会に協力を得るなどし、引き続きスクールカウンセラーの人材の確保に努めていきたい。
19	スクールカウンセラー 配置校(私立学校)へ の支援	いじめや不登校等について児童生徒、保護者、教員の抱える悩みを受け止め、個々の事案について適切に支援・対応するために、私立学校における教育相談体制を整備する。従来の学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るために、学校の養護教諭の他に外部の専門性をもった臨床心理士などの児童生徒の内面的な問題に関する専門家を「スクールカウンセラー」として配置し、教育相談体制を整備し支援機能の充実を図る。	学事課	・スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図った。令和6年度は、私立学校68校に対して、40,051千円を交付した。	不十分なため、事態が悪化する場合がある。教育相	・教育相談の意義や必要性を再認識してもらうために、定期的に事業の活用を周知するとともに、不登校児童生徒支援チーム等関係事業についても周知する。 ・スクールカウンセラーの配置について、教育庁教育振興部児童生徒安全課と連携を図り、私立学校による対応をより支援できるようにしたい。
20	事業		児童生徒安全課	・令和6年度は、小中学校に20校、高校に23校(地域連携アクティブスクール6校含む)、特別支援学校1校計44校と、教育事務所5か所に4名配置した。(合計49か所、64名のスクールソーシャルワーカーを配置)・児童生徒の置かれた環境の改善に向けて、様々な調整を行うスクールソーシャルワーカーについては、各学校等の求めに応じて、ケース会議等で福祉的な立場から支援方法を提案したり、関係機関を訪問し、連携できる支援内容等の確認を行った。	り3,368件増加した。 ・配置人数を10人増員したことにより、相談につながった件数が増えたと考える。 ・令和7年度は、スクールソーシャルワーカー5名増の69名を配置したところであるが、そのうち新規採用が11名、2年目が16名となり、スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた取り組みが必要	い配置に努め、教育事務所へ配置したスクールソーシャルワーカーをより効果的に活用した柔軟で機動力のある支援に努める。 ・スクールソーシャルワーカーの資質の向上のため

NI C	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	វ	施策・事業の目的,評価の観点に基づく自己評価	
\	ルス 事業等の行物	事未似女	ᄪᆖᅑ	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
21	クールの設置	「県立学校改革推進プラン」に基づき、地域の教育力を活用して自立した社会人を育成する地域連携アクティブスクールに社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒の相談に応じるとともに関係機関と連携した援助を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、きめ細かな支援体制を整備する。	児童生徒安 全課	・様々な課題を抱える生徒に対して、生徒本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部関係機関等と連携しながら、生徒を取り巻く環境に働きかけるなど、より多面的に支援を行った。	カウンセラーも配置しており、心理的サポートと福祉的サポートを行うことができている。 ・令和6年度の相談件数(6校)の合計は6,865件であり、前年より2,756件増加しており、課題解決に向	に、地域連携アクティブスクールの設置校へのス クールソーシャルワーカーの継続配置に努めたい。 また、引き続きスクールソーシャルワーカーをより
再掲 3	学校問題解決支援事業	学校等が単独で解決困難な事案に対して、 弁護士、精神科医等の委員と教育庁関係課 からなる「学校問題解決支援チーム」を設 置し、解決に向けて指導助言するなど、学 校等が安心して相談できるよう相談体制の 充実を図る。 また、本事業で得られた知見を生かし事例 研究を実施することで、ノウハウの普及と 学校問題対応能力の向上を図る研修を実施 する。	児童生徒安全課	・各課における電話相談等の状況の報告を毎月、受け、積極的に各課や学校と連携をとり会議を開催するよう心がけた。会議では、冷静で明確な対応策等が提案され、学校の対応についての問題点が整理された。	協議した。昨年度は、同性へのつきまとい行為の疑いがる生徒への対応、学校の対応が保護者に理解されない事案、問題を抱える保護者に対応する校内体制について、特性を持った学校職員への対応の内容についての相談があった。いずれの相談についても、専門的な観点から適切な助言があり、学校は状況改善へのヒントを得ることができた。昨今、様々	
	スクール・サポーター 制度	スクールサポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「対象児童生徒等への指導及び助言」、「学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。		・令和6年度中、スクール・サポーターを派遣した学校数は、10校(中学校6校、小学校4校、前年度比-6)であり、各校において対象児童・生徒等への指導・助言や、学校内外のパトロール活動の支援を実施した。	少しているが、派遣理由となっている学校内での問題(いじめを含む)が解決に至るまでの期間が長期	を抱えた学校に対する支援体制の拡充を行ってい

施策・事業の目的、評価の観点:「4 啓発」

NIC	佐笠・東豊笠の夕む	車業概画	+□ 1/1 =⊞	ħ	施策・事業の目的,評価の観点に基づく自己評価	
IN C	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
22	事業(いじめ防止対策等に	いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応、関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また、家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。	児童生徒安全	・「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内の国公私立の小・特別支援学校(小学部)の小学1年生の保護者に配付した。また、発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内全ての国公私立の小・中・特別支援学校(小・中学部)小学1、4年生、中学1年生に配付した。(いずれも令和3年度入学・進級児童生徒・保護者が対象)・教職員向けに生徒指導パンフレットとして、「いじ	たちに語りかけるとともに、加害者・傍観者にならないよう呼びかけている。また、「一人で悩まないで」と呼びかけて、主な相談窓口の電話番号等を紹介している。小学生4年生以上のカードでは、クリックすることで子どもと親のサポートセンター子どものページに移動したり、啓発動画を視聴したりすることができるようにした。また、SNS相談の二次元コードも掲載し、友達登録の促進にも努めた。 ・保護者及び児童生徒の啓発リーフレット、児童生徒向けの啓発カード、教職員向けの生徒指導パンフレットを、有効に活用してもらうため、 <u>今後も継続</u>	についてもデータで配付する。 ・児童生徒が1人1台端末を使って、より効果的に活用できるようにカード、リーフレット共にデザインや内容などをリニューアルしていく。
23	庭教育支援プログラ ム」活用推進事業	「子どもとの会話や過ごし方」「心の成長」「いじめ」等について、親としての気付きを促す家庭教育支援資料の活用を促進し、自主的な学習機会への参加が難しい家庭や子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、全ての家庭における教育力向上を図る。県内の公私立保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校を通じて、各家庭に家庭教育支援資料を配布したり、学級懇談会での講義資料としたりするなどの有効的な活用を促進する。		・いじめ問題の対策については、いじめのサイン発見 チェックリスト等を収録した「いじめ」(小学校編) を、ネットいじめについては、「スマートフォンの使 用」「フィルタリングの活用」(小・中学校編)を活用 してもらうことで、子供たちがいじめの加害者にも被 害者にもならないよう啓発している。 ・本事業については、各教育事務所における学校訪問 や市町村教育委員会を通じ、各学校に周知を図ってい る。	本プログラムが活用されている。 ・より多くの教職員に活用してもらうため、引き続き <u>効果的な周知方法を工夫する必要がある</u> 。	・内容及び構成について、適宜見直しを図る。 ・関係課が主催する会議・研修会等において、当該 事業のホームページ・リーフレット等についての情報提供や担当者による説明を行い、周知を図る。
24	ウェブサイト 親力 アップいきいき子育て 広場」事業	生活習慣や学習習慣など、家庭で直面する問題への知識や手立てをウェブサイトに掲載し、家庭の教育力向上を図る。具体的には、家庭でいじめの予兆に気付くためのポイントやいじめを発見した際の子どもへの関わり方等を掲載した「子育て豆知識」の他、子育て失敗談、家庭学習、生活習慣などについて、子どもの発達段階に応じた関わり方をインターネットで発信している。スマートフォン・携帯電話からも利用できる。教育庁内の関係課や知事部局の子育て支援に係る課と連携して情報提供を行う。	生涯学習課	・子育てや家庭教育に関する情報を掲載している。「ケータイ・スマホの使い方を考えよう」というコーナーの中で、携帯電話やスマートフォンの安全な使用に関する知識や危険性について啓発する外部サイトを紹介した。 ・保護者への周知について、家庭教育リーフレット (新年度に新小1、新小4、新中1の保護者あて配付するリーフレット)に本サイトの紹介記事と二次元バーコードを掲載することで、一層の周知を図った。	・コーナー内で紹介しているリンク先は千葉県のホームページや文部科学省のページ等多岐に渡るため、内容を識別できるよう修正を行った。 ・ <u>より多くの人に閲覧してもらえるよう、市町村や各種団体や保護者へ、サイトの周知に努める必要が</u>	・内容及び構成について、関係各課からの情報も反映させつつ適宜見直しを行う。また、より見やすいサイトとなるよう、リンク情報の明示化やレイアウトの見直しを図る。 ・千葉県ホームページにバナーを掲載するなど、よりアクセスしやすいページに改める。

施策・事業の目的、評価の観点: 「4 啓発」

NIC	佐笠・東豊笠の夕升	声	+□ 17 =Ⅲ	j.	施策・事業の目的,評価の観点に基づく自己評価	
IN C)施策・事業等の名称 	事業概要	担当課	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
25	人権啓発活動推進事業	子どもがお互いの個性や能力を尊重し合うなど人権意識を養うため、国(千葉地方法務局)等関係機関と連携を図り、人権啓発DVDの貸出や人権問題講師紹介、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動等を実施する。	健康福祉政策	○県内小・中・高等学校等への人権問題講師紹介・講師紹介・派遣実績 8件(受講人数3,559人) ○スポーツ組織と連携・協力した啓発活動 【主催】県、千葉県人権啓発活動ネットワーク協議会(県、県教育委員会、千葉市、千葉地方法務局、千葉県人権擁護委員連合会) (1)スタジアム啓発の実施(ジェフユナイテッド市原・千葉) 日時:令和6年9月7日(土)場所:フクダ電子アリーナ内容:啓発グッズの配布等 (2)県内スポーツチームの選手を起用したポスターの作成・配布(千葉ジェッツふなばし)配布先:県内小・中・高等学校等配布数:5,500枚内容:「いじめゼロ宣言~いじめゼロ みんながみんな 友達だ~」のメッセージと	効果的な人権啓発活動が行われた。 ・講師紹介により、学校等において効果的な研修会・講演会等の実施に繋がった。 ・啓発物品の配布により、子どもの人権相談ダイヤルの周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組の実施を	を検討する。 ・子どもの人権に関する研修会については、引き続き、オンライン開催等の受講しやすい形式を採用
26	子ども・若者育成支援 推進事業 (子ども・若者のため の相談・支援機関ガイ ド作成、配布)	困難を有する子ども・若者を適切な支援に 結び付けるため、千葉県子ども・若者総合 相談センター「ライトハウスちば」を委託 により運営するとともに、同センターの リーフレット・ポスターを市町村や学校、 各種支援機関等に配付し、活用を依頼し た。	県民生活課		員が子どもや保護者から悩みを聞き、必要な情報提供や助言ができた。	に努めていく。 ・関連する報道発表等に「県の相談窓口」として掲

施策・事業の目的、評価の観点:「4 啓発」

NIC	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	ti di	施策・事業の目的,評価の観点に基づく自己評価	
	ル東・事業寺の石が	争未似女	担当妹	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
27		非行防止教室は、児童生徒の規範意識の 向上や犯罪被害等の未然防止を目的とし て、小・中・高校生等を対象に学校関係者 の理解と協力を得て、少年補導専門員など の警察職員を学校に派遣し、教材を使用し て開催している教室であり、児童生徒の規 範意識のより一層の醸成を図っている。	県警本部 少年課	・令和6年度中、非行防止教室を290回開催し、小・中・高校生等75,672人の児童生徒が受講した。 (前年比+4回、+5,452人)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ことから、学校の理解と協力を得て、今後とも積極的に実施していく。 ・本年度も引き続き、県警HPやYouTube等の映像
28	発行・配付	指導資料が校内研修等で活用されることで、一人一人の公立学校教職員の人権意識を涵養し、全ての教育活動を人権教育と言う視点で見直してもらう。そして一人一人の児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、自身と他者の人権を尊重し、そのことが態度や行動に移せるようになることにつなげる。	児童生徒安全 課・人権教育 班	・平成27年度より、県内公立・幼・小・中・高・特別支援学校・義務教育学校の全ての教職員に配付するとともにHPに掲載している。令和6年作成分の第45集からデータ配付のみにした。 ・内容は、千葉県学校人権教育の推進目標・重点事項、参加体験型学習の手法、人権意識確認チェックシート、様々な人権課題、などを掲載している。3年を1サイクルとして、掲載内容を変えてきた。3年分まとめて活用することで、各種人権課題、人権教育の手法について俯瞰することができ、多くの学校の校内研修で活用されている。またURLをクリックすると教材のページに移動できるなど、データ配付上の利便性の考慮した。	職員)に配付することとした。 ・リーフレットの活用状況については、毎年実施している実態調査によると、令和6年度では小中高特支いずれも100%であった。 ・人権教育班が所管する各種研修と併せ、一人一人の教職員・児童生徒の人権意識の涵養が図られ、いじめは許されないという意識の醸成にもつながって	予定である。 ・重点課題や各校の優れた取り組み、国や県の新た
29	教育広報	県教育委員会が所管している広報媒体を活用し、県教育委員会が行っているいじめ防止のための取組を紹介し、広く県民に対し 周知を図る。	教育政策課	・夢気球vol.67(6月号)及びvol.68(11月号)に、LINEを活用したSNS相談窓口の開設について掲載した。 ・県教委ニュースvol.330(4月号)に、教師の人権教育に関する知的理解及び人権感覚の向上に資することを目的として配布している「学校人権教育指導資料第44集」の活用を促す記事を掲載した。・県教委ニュースvol.352(3月号)に、千葉県子どもと親のサポートセンターの事業について紹介し、ワンストップ・オンライン相談、来所相談等について掲載した。	全ての児童生徒の家庭に掲載URLを周知できた。また、県内の公共施設である図書館、公民館等には、リーフレットとして配布し、県民に広く周知できた。 ・県教委ニュースは、毎月県教育委員会のホームページに掲載するとともに、各教育機関及び市町村教育委員会を通して各学校に周知することができ	・今後も教育委員会が持っている広報チャンネルを 活用し、関係課と連携して県のいじめ防止の取り組 みや学校での先進的な取組事例等を児童生徒や県民 へ周知することで、いじめ防止の啓発に努めてい く。

施策・事業の目的、評価の観点:「4 啓発」

NI C	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価			
INC	旭泉・事未寺の石が	学 未似女	三二叶	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)	
再掲 30	青少年ネット被害防止 対策事業(ネットパト ロール)	県内全ての中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒が行っているSNSなどについて監視し、特に問題のある書き込みを発見した場合に、教育委員会等関係機関に連絡をし、削除等の指導を依頼する。	県民生活課	・ネットパトロールを業務委託し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては、教育委員会等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。(令和6年度実施状況:問題のある書き込みをした生徒の総数1,190人、そのうち特に問題のある書き込み83件)・学校等の要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関係者に向けてネットいじめ防止対策の内容を含む講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った(令和5年度実績:73回、参加者18,372名)。また、啓発内容をまとめたリーフレットを作成し、受講者等に配付し、講演で活用した。	を発見した場合、速やかに情報提供した。 ・生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、引き続き、効率的にネットパトロールを実施することができた。 ・インターネット適正利用講演においては、身近な事例や予防方法、相談窓口等を講演内容に盛り、参加者の意識を高めることができた。 ・ネット上のサイトでは、日々変化する利用状況や投稿者の匿名性などの要因により、青少年のネット	・ネットパトロールと併せて、生徒が問題のある書き込み自体を行わないよう、啓発を図っていく。 ・学校だけでは対応が難しいと考えられる書き込みが発見された場合は、警察等の関係する機関を併せて案内するなど、委託事業者の知見を得ながら、学校に対し、対応案を周知する。 ・引き続き、生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、効率的にネットパトロールを実施していくとともに、市町村、学校、関係機関と連携し、青少年のトラブルの未然防止に努める。	
再揭 32	(非行防止リーフレットの作成・配布)	非行防止に対する心構えや相談機関の案内 等を記したチラシを作成し、小学5年生及び その保護者、中学1年生及びその保護者、 高校生1年生に配付することにより、非行 防止等の啓発を図る。	県民生活課	・誹謗中傷やネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止チラシを小学5年生及びその保護者に対して33,000部、中学1年生及びその保護者、高校1年生に対して92,000部を作成・配付した。	・非行防止チラシは県内全ての小中高校に配布することができた。 ・SNSに起因するトラブルや問題行動等の発生傾向を把握する必要がある。	・増加傾向にあるネットいじめやインターネットトラブル、最新の事件等に対応できるよう、配付チラシの内容を検討し、啓発の強化を図っていく。	
再掲 33	児童生徒の問題行動等 生徒指導上の諸問題に 関する調査	児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査である。いじめの問題以外にも暴力行為、不登校などについての調査も実施しており、いじめ問題を考える上での基礎資料となる。	子どもと親の サポートセン ター/児童生徒 安全課		り、令和4年度の52,720件より1,735件増加した。令和2年度から4年連続で認知件数は増加している。これは、積極的ないじめの認知を行い、いじめの初	とにより、学校現場における、いじめの防止等のための対策のより一層の充実に資するとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応につなげていく。 ・本調査のデータをもとに県内の現状を把握することで、いじめ防止対策を推進し、さらに、教職員向け指導用リーフレット「いじめの重大事態の対応」を各学校へ周知し、いじめ重大事態の対応等につい	

NI C	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
liv C	ルス・サネザの石が	尹未帆女	ᄪᆿᅑ	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
30	青少年ネット被害防止 対策事業(ネットパト ロール)	県内全ての中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒が行っているSNSなどについて監視し、特に問題のある書き込みを発見した場合に、教育委員会等関係機関に連絡をし、削除等の指導を依頼する。	県民生活課	・ネットパトロールを業務委託し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては、教育委員会等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。(令和6年度実施状況:問題のある書き込みをした生徒の総数1,190人、そのうち特に問題のある書き込み83件)・学校等の要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関係者に向けてネットいじめ防止対策の内容を含む講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った(令和5年度実績:73回、参加者18,372名)。また、啓発内容をまとめたリーフレットを作成し、受講者等に配付し、講演で活用した。	・生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、引き続き、効率的にネットパトロールを実施することができた。 ・インターネット適正利用講演においては、身近な事例や予防方法、相談窓口等を講演内容に盛り、参加者の意識を高めることができた。 ・ネット上のサイトでは、日々変化する利用状況や投稿者の匿名性などの要因により、青少年のネット	が発見された場合は、警察等の関係する機関を併せて案内するなど、委託事業者の知見を得ながら、学校に対し、対応案を周知する。
31	青少年非行防止対策事業 (非行防止リーフレットの作成・配布)	非行防止に対する心構えや相談機関の案内 等を記したチラシを作成し、小学5年生及び その保護者、中学1年生及びその保護者、 高校生1年生に配付することにより、非行 防止等の啓発を図る。		・誹謗中傷やネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止チラシを小学5年生及びその保護者に対して33,000部、中学1年生及びその保護者、高校1年生に対して92,000部を作成・配付した。	ことができた。 ・SNSに起因するトラブルや問題行動等の発生傾向	・増加傾向にあるネットいじめやインターネットトラブル、最新の事件等に対応できるよう、配付チラシの内容を検討し、啓発の強化を図っていく。

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	ħ	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
IN O	加泉・事業等の石が	事未似女 	12 3 味	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)	
再揭 5	いじめ防止対策推進事 業 (千葉県いじめ問題対 策連絡協議会の開催)	千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、42の機関・団体で構成された連絡協議会を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。		・担当者会議を設置したネット関係の機関等による 「ネットいじめ対策専門部会」において、令和6年度 は具体的な事例検討を含め、協議及び意見交換を行っ た。また、令和6年度の各機関等の取組予定等につい て情報交換した。	ついて、隔週配置510校、月1回程度の配置校128校と隔週配置校を増やして全公立小学校に配置したことや、令和6年度から採用したいじめ重大事態調査員についての報告をした。県立学校でいじめ重大事が発生した場合、いじめ重大事態調査員を学校に派遣し、学校のもともとあるいじめ防止等の組織に加わり、調査を即時に開始するということを説明し	た、「ネットいじめ専門部会」においても複数回の開催を予定し、ネット上におこる新たなトラブルやいじめの未然防止対策について協議していく。 ・各関係機関や団体の取組について、事前に資料にまとめ、配付することによって、協議会の効率化に努める。 ・令和7年度から「千葉県こども・若者みらいプラン」の担当課である千葉県健康福祉部子育て支援課を構成機関に加え、いじめ問題に関する情報交換や	
		管理職資質向上研修 (1)いじめ問題の理解、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等について研修することにより、学校におけるいじめ防止対策の一層の充実を図る。 (2)児童生徒の自殺予防に関する国や県の取組及び具体的な教職員による予防対定しまる予防教育、さらに自殺が起きてしまったときの対応について研修することにより、児童生徒の自殺予防対策の一層の充実を図る。 (3)学校内の支援体制や教育支援センター等様々な関係機関との連携、個々の児童生徒の特性に着目した支援方法について研修することにより、不登校児童生徒への支援の充実を図る。	もと親のサ ポートセン	た。小・中・義務教育・特別支援学校については千葉市民会館、県立高等学校については千葉県総合教育センターで、参集型の研修を実施した。 ・私立学校の参加についても行うことができた。 ・児童生徒安全課による千葉県におけるいじめ・自 殺・不登校の現状と対応、大学教授の講義、環境生活部県民生活課のリーフレットについての説明等研修を	殺」「不登校」についての専門的な知見や組織マネジメントについて学ぶことができた。 ・総務部学事課との連携で、私立学校への通知の 上、前年度に続き10校以上の参加があった。 ・希望者へオンデマンド配信を実施した。	・対面研修、オンデマンド配信による研修とし、県内の全管理職が資質向上の機会を設けるようにしていく。 ・総務部学事課を通じ、私立学校への参加希望を募り、希望者に対しては柔軟に対応していく。 ・今後も管理職が、いじめ、自殺、不登校等についての知見や組織マネジメントを学ぶことができるよう開催内容について検討していく。	

NI C	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価			
INC	ル東・事業寺の石が	学术 似女	12.3床	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)	
再掲 14		支援者対象の研修 訪問相談担当教員研修、スクールソーシャ ルワーカー研修、スクールカウンセラー等 全体研修・連絡協議会をとおして、不登校 等で困難を抱える子供や保護者を支援する 者の資質・カ量の向上を図る。	もと親のサ ポートセン	カー研修を2回、実施した。事例研究や協議・情報交換をとおして、個々の資質向上を図ることができた。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会は、日程と会場を分けて実施した。 ・講義は事前録画をして動画視聴形式で行った。	を受けることで、支援者の資質を高めることができた。また、事例研究をとおして、多面的・多角的な見立てについて学ぶことができ、日頃の業務に役立てることができた。 ・経験年数の異なる支援者が、いかに資質向上を図るか、研修会のあり方や協議・情報交換の時間の持ち方等を工夫していく必要がある。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会に	修内容とし、さらなる資質の向上を図る。 ・新規採用により、経験の浅いスクールソーシャルワーカーが増えているため、グループ別協議では、協議内容の設定やグループの編制について従来から工夫を加えていく。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会は、県総合教育センターの他に教育事務所ごとに会場を設定し、研修及び連絡協議会を実施する。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワー	
		(総合教育センターの研修事業) 全ての校種で教諭、管理職、養護教諭等 キャリアステージに応じて、いじめの未然 防止、対応の仕方について研修を実施して いる。 要請研修、学校支援事業の実施、情報モ ラル指導実践研修、デジタルシティズン シップ教育を実施している。	県総合教育 センター	(14事業) 講話・協議・eラーニング等 ・初任者研修(小・中・高・特・養)「いじめ対応」 (1372名) ・中堅教諭等資質向上研修(1185名) ・教務主任等企画運営リーダー研修(96名) ・新任教頭研修(219名) ・新任校長研修(172名) ○市町教育委員会主催の要請研修 「出前あすなろ塾」 若手教諭対象 9回実施 ○教員を目指す学生・一般社会人を対象とした研修 「教師未来塾」(54名参加) 【情報モラル研修】 ・「情報モラル指導実践研修発展~デジタルシティズンシップ教育へ~」(33名) ・初任者研修(小・中・高・特)「情報モラル」 (1169名) ・専門研修(小・中・高・特・養護教諭)「情報モラルと著作権」(eラーニング)(148名) ・学校支援事業…県内市町村立小学校の研修会講師として、教職員に指導助言(13名)	後のアンケートに肯定的な回答が多くなっている。 ・初任者研修においては、チームで関わっていく意識をもたせることができた。 ・いじめの現状の理解や未然防止、対応等について事例をもとに研修を実施し、日常実践に生かせるようにすることができた。 ・情報モラル教育に関する研修をとおして、実際の事例に基づいたネット上の問題行動に関する理解、児童生徒を指導する力を高めている。 ・情報モラル教育に関する研修では、従来行われてきた、ルールやマナーを守らせる考え方や態度を育成する指導を中心とした教育だけでなく、児童生徒が1人1台端末を日常的に活用することを前提とした、情報の適切な利用や情報社会との関わり方等の行動規範を児童生徒自身に考えさせる「デジタル・シティズンシップ教育」の視点を加えている。 ・情報伝達研修にとどまらないよう、eラーニングでの研修実施後に、授業実践や校内での指導助言を	ので、引き続き協議や情報共有を多く取り入れた研修を実施していきたい。 ・情報モラルに関する研修以外の研修会や会議等でも、機を見てデジタル・シティズンシップ教育への理解の促進、家庭等でも日常的に端末を活用した学習の機会を増やすよう端末の持ち帰りの推進を図る	

NI O	施策・事業等の名称	事業概要	坦	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価 担当課		
IN C	旭水・事未寺の石が	学 术似女	1510年	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
再掲 14	研修事業	(情報モラル教育への講師派遣) 教職員のインターネットに関する知識の習得、道徳教育をとおした情報モラル教育の効果的な指導方法を身に付けることや、児童生徒及び保護者への情報モラルの啓発を目的として、各学校等で実施する情報モラル教育研修・講演に講師を派遣する。	児童生徒安全課	情報モラル教育研修会への講師派遣事業として100回のに講師派遣を予定した。県立学校20校(県立中学校1校、高等学校13校、特別支援学校6校)、市町村立学校75校(51小学校、23中学校、1義務教育学校に講師を派遣した。・研修内容については、各学校が講師と相談し決定した。	た14名の講師を派遣し、インターネットの正しい使い方、SNS上のトラブルやいじめの未然防止等について、教職員や児童生徒、保護者を対象に情報モラル教育研修を行った。	中・義務教育・高等学校、特別支援学校、合わせて 100校(県立学校20校、市町村立学校80校)に派遣 できるよう進めていく。 ・夏季休業前の6月から講師派遣ができるよう調整
再揭 22	いじめ防止対策等推進 事業 (いじめ防止対策等に 関する啓発資料作成)	いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応、関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また、家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。		・「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内の国公私立の小・特別支援学校(小学部)の小学1年生の保護者に配付した。また、発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内全ての国公私立の小・中・特別支援学校(小・中学部)小学1、4年生、中学1年生に配付した。(いずれも令和3年度入学・進級児童生徒・保護者が対象)・教職員向けに生徒指導パンフレットとして、「いじ	たちに語りかけるとともに、加害者・傍観者にならないよう呼びかけている。また、「一人で悩まないで」と呼びかけて、主な相談窓口の電話番号等を紹介している。小学生4年生以上のカードでは、クリックすることで子どもと親のサポートセンター子どものページに移動したり、啓発動画を視聴したりすることができるようにした。また、SNS相談の二次元コードも掲載し、友達登録の促進にも努めた。 ・保護者及び児童生徒の啓発リーフレット、児童生徒向けの啓発カード、教職員向けの生徒指導パンフレットを、有効に活用してもらうため、今後も継続	についてもデータで配付する。 ・児童生徒が1人1台端末を使って、より効果的に 活用できるようにカード、リーフレット共にデザイ ンや内容などをリニューアルしていく。
再掲 27	非行防止教室	非行防止教室は、児童生徒の規範意識の 向上や犯罪被害等の未然防止を目的とし て、小・中・高校生等を対象に学校関係者 の理解と協力を得て、少年補導専門員など の警察職員を学校に派遣し、教材を使用し て開催している教室であり、児童生徒の規 範意識のより一層の醸成を図っている。	県警本部 少年課	・令和6年度中、非行防止教室を290回開催し、小・中・高校生等75,672人の児童生徒が受講した。 (前年比+4回、+5,452人)	トの作成等、幅広い広報啓発活動に努めた。 ・少年を巡る問題は、凶悪・悪質な事件の発生やい	

施策・事業の目的、評価の観点:「6 調査研究」

N C	\ #	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	វា	施策・事業の目的,評価の観点に基づく自己評価	
) "	世界 事来寺の石が	护木 侧女	三二杯	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
32	事	いじめ防止対策等推進 事業 (千葉県いじめ対策調 を会の開催)		児童生徒安全課	・「千葉県いじめ防止基本方針」により、県教育委員会は、毎年、県が実施するいじめの防止等のため対策の実施状況及びその他いじめに関する資料等を千葉県いじめ対策調査会に提出し、いじめ防止等に関する調査研究及びいじめの防止等のための対策に関する施策事業の点検評価を受けている。 ・令和6年度は、県教育委員会が調査主体となって行う重大事態が1件発生し、いじめ対策調査会による事実の確認並びに調査及び審査として計19回実施している。	業」の評価、改善の意見として、SOSの出し方教室について、教職員が受け止め、向き合って行くこと、実際にSOSを発する児童生徒に遭遇した時に適切な対応ができることが大切という御意見をいただいた。教職員の研修を通じて、自殺予防啓発動画等の周知、活用をより一層図る必要がある。 ・調査会当日は、時間が限られているため、調査会が開催される前に、各委員に事前に資料を提出し、	・今後もいじめ防止等における県の施策に対して御助言をいただき、改善につなげていく。「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の集計結果をもとに、未然防止、初期対応、重大事態への対応等についてご意見をいただき、さらなるいじめ対策に努める。・いじめ重大事態が発生し、事案が複雑化した場合は、調査を依頼することも考えられる。速やかに本調査会を開催できるように、委員の招集等について迅速に対応していく。・教職員への研修だけでなく、教員を志す大学生に対しても出前授業を実施し、SOSの出し方や自殺予防啓発等のいじめ防止対策の周知を強化する。
33	生	記童生徒の問題行動等 :徒指導上の諸問題に	されている文部科学省所管の統計調査である。いじめの問題以外にも暴力行為、不登	のサポート センター/児 童生徒安全	で、結果概要を伝えるとともに、本県のいじめ問題への取組について説明を行った。また、各学校へ結果の通知も行った。	り、令和4年度の52,720件より1,735件増加した。令和2年度から4年連続で認知件数は増加している。これは、積極的ないじめの認知を行い、いじめの初	とにより、学校現場における、いじめの防止等のための対策のより一層の充実に資するとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応につなげていく。 ・本調査のデータをもとに県内の現状を把握することで、いじめ防止対策を推進し、さらに、教職員向け指導用リーフレット「いじめの重大事態の対応」を各学校へ周知し、いじめ重大事態の対応等につい

施策・事業の目的、評価の観点:「6 調査研究」

NI C		事業等の名称 事業概要		施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価			
IN C	ル東・事業寺の石が	チベルタ	担当課	実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)	
34	SNSを活用した教育相 談事業		児童生徒安全課	・GW期間・長期休業前後等の期間については、特設期間として毎日相談ができる体制を整えた。 ・令和6年度の相談受付件数は2,220件であり、令和5年度の3,569件より1,349件減少した。相談受付件数が減少した理由は、相談日を知らせる案内メッセージを月によって制限したためである。 ・高校生のSNS相談が増加傾向にあり、相談のしやす	象者を、小学校4~6学年まで拡大した。 ・匿名性の確保や相談員による丁寧な返信を指導し、相談しやすい環境を整えた。 ・令和4年度から緊急対応が必要である場合、委託業者と警察が直接連絡できる体制を整えた。 ・利用者からは、「自分の悩んでいる事や、解決出来ない事を真摯に受けとめてくれた」「相談内容をまとめてから相談できるので、相談しやすい」「気持ちを整理しながら話せる」との声が寄せられた。	できる期間(4月24日から5月7日、長期休業前後の8月21日から9月7日、令和8年1月4日から12日)を設ける。その期間と4月・6月・及び2月は、児童生徒の不安が大きくなるので、相談員配置人数を増やして対応の充実を図っている。・委託業者と警察が直接連絡できるよう体制を継続していく。・現在は、限られた曜日時間での運用であるが、より多くの相談者がSNS相談が利用できるよう、受付	
		支援事業をとおして、不登校児童生徒等へ のより一層きめ細かな支援を行うための学 校・家庭・関係機関等のネットワークづく りを行っている。	もと親のサ	・教育相談ネットワーク連絡協議会では、研究協議や 事例研究等をとおして、教育相談及び不登校児童生徒 支援に携わる機関や担当者の資質・カ量の向上と連携	は、学校や関係機関のニーズに合わせた講師を派遣することで、教職員の素質・力量の向上に努め、効果を上げている。・サポート広場やサポートセミナー、サポルーム等の事業については、参加者から高い評価を得ている。一方、遠方の子どもや保護者から「参加しにくい」との声があるので、今後も地域に出向いて事業を実施していく。・当センターのセンター的機能を生かし、出張サポルームを実施。サポルーム開催のノウハウを市町教	来ることが難しい子供や保護者を支援する。特にサポート広場(地域開催)と進路選択セミナー(地域開催)を、教育事務所や市町村教育委員会と連携して運営し、地域主催による地域の特色を生かした事業の実施につながるよう努める。・地域開催における事業に関しては、新規地域の開拓や開催方法(ICTを利用してのオンライン開催等)も検討していく。・福祉機関(児童相談所、市町村福祉担当課等)との	